

総合計画／実施計画書 兼 事業事業評価シート

事業期間 H19 ～ H21

担当部局	部局名	保健福祉部
	課室名	生活支援課

1. 基本施策名等（基本計画における「基本施策名」等を記入）

基本施策ID	基本施策名
1 - 1 - 3	高齢者や障がい児（者）がいきいきと生活できるよう支援する
重点施策ID	重点施策名
- - -	

2. 事業名等

事業名	自立支援給付・地域生活支援事業	事業区分	②	①新規 ②継続 ③その他（ ）
細事業名			①	①毎年 ②隔年 ③その他（ ）
事業主体	市	実施形態	①	①直営 ②指定管理 ③委託 ④その他（ ）
事業種別	① ①自治事務 ②法定受託事務			
実施期間	平成 18 年度 ～ 平成 22 年度	根拠法規	障害者自立支援法・地域生活支援事業実施要綱	
各種の計画への反映（＝根拠計画）	障がい福祉計画（第1期）	事業ID	14001	

3. 事業の内容等

事業の背景 平成18年4月に障害者自立支援法の施行により、3障がい（身体・知的・精神）について、同じ法体系の中でサービスが受けられるようになり、同年10月からは、サービスの一部が地域生活支援事業となり、市が実施すべき事業となった。障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会づくりの理念に基づき、本制度が定着することにより、今後サービス利用の増加が見込まれる。		補助事業	名称	自立支援給付事業・地域生活支援事業
			補助率	国 県 その他 1/2 1/4 1/
		起債の種類	①	
			②	
			③	
事業の目的及び対象 【目的】 障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスの提供等必要な支援を行い、障がい児（者）の福祉増進を図るとともに、個人が尊重され安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。 【対象】 障がい者等		事業概要 訪問系サービス・・・居宅介護・行動援護・重度訪問介護 日中活動系サービス・・・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 児童デイサービス・短期入所		
		前年度の評価 評価結果に基づき見直した内容 E 維持		

4. 予算・決算の状況

（単位：千円）

財源内訳	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23～
予算	国庫支出金	63,593	66,593	69,923	73,419	77,090	80,944
	県支出金	31,796	33,297	34,961	36,709	38,544	40,472
	地方債						
	その他						
	一般財源計	47,908	57,251	60,114	63,119	66,275	69,589
決算	国庫支出金	57,934	71,535				
	県支出金	28,967	35,677				
	地方債						
	その他						
	一般財源計	41,035	41,544				
	計	127,936	148,756				

5. 実績及び達成目標等

過去3年間の事業実績と課題

平成17年度	平成18年度	平成19年度	課題
【実績】	【実績】 訪問系利用者 48人（月平均） 日中活動系利用者 78人（月平均） 地域生活支援事業利用者 97人	【実績】 訪問系利用者 51人（月平均） 日中活動系利用者 107人（月平均） 地域生活支援事業利用者 65人	

達成目標と前年度までの進捗状況……事業成果の目標となる指標と目標数値

活動指標	介護給付費・訓練等給付費・地域生活支援事業の実施件数						
効率指標	前年度決算額＞当該年度決算額 ⇒ 平成21年度は、コスト評価（経済性、効率性、効果性）を実施する。						
成果指標	月平均利用者数						単位 人
年度	H 17	H 18・10～	H 19	H 20	H 21	H 22	備考
種別		利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	
目標値			254	309	339	372	
実績値		223	223				
達成率			87.8%				
備考							

総合計画／実施計画書 兼 事業評価シート

評価対象年度 H19 年度

評価実施年度 H20 年度

担当部局	部局名	保健福祉部
	課室名	生活支援課

6. 前年度の事業評価					評価に関する視点	
事業の 必要性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	時代や市民ニーズの変化への対応、事業目的の緊急性、重要性、さらには他の自治体の動向等を踏まえて評価する。		
理由	障がいのある方が、地域で自立した生活を送るためには、居宅介護をはじめとする訪問系サービス、日中を有意義に過ごしいきいきとした生活を送るための通所サービスの提供は、必要不可欠であるため。					
行政の 関与	1 2 3 4 5 不要 ← → 必要	評価	5	この事業は行政が実施しなければならない事業なのか、民間でサービスを供給できないのか等、民間との役割分担を考慮して評価する。		
理由	障害者自立支援法で定められたサービスであるため。					
手段の 妥当性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	行政がこの事業を行うこととした場合、事業実施の方法は妥当か、効率的な方法なのか等、外部委託や受益者負担等を含めて評価する。		
理由	障害者自立支援法で定められたサービスであるため。					
事業の 効果	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	5	事業の効果は上がっているのか、事業は効率的に実施できたのか、事業経費は事業実績と比べてどうか等、費用対効果も含めて評価する。		
理由	サービスの利用者は年々増加の傾向にある。制度面やサービスの利用面でも遅れると言われる精神障がい者のサービス利用が増えており、日中活動の場が確保されているため。					
事業の 予算	1 2 3 4 5 減額 ← → 増額	評価	4	全ての行政経費の削減が求められる中で、予算を減額できないか、できないのであればその理由はなぜか等、事業経費の面について評価する。		
理由	利用者が増加の傾向にあり、在宅生活を維持するために必要なサービスであるため。					
人 体 員 制	1 2 3 4 5 減員 ← → 増員	評価	3	事業経費と同様、職員全体を削減せざるを得ない状況の中で、組織の見直し、グループ制の活用、外部委託等の様々な手法を含めて評価する。		
理由	平成18年4月に障害者自立支援法が施行されて以来、サービス提供体制の変更、利用者負担制度の度々の改正があった。自立支援法は今後も改正が予定されており、また事務が複雑であるため現状維持が望ましい。					
事業 規模	A B C D E F 廃止 終了 統合 縮小 維持 拡大	評価	E	今後の事業規模の方向性について、事業の必要性、緊急性、事業経費や担当職員数の増減等を検討し、社会情勢や市民生活への影響等も十分考慮した上で、事業全体としてどのような方向へ進めていくのかを総合的に判断する。		
理由	介護給付・訓練等給付費は障害者自立支援法で定められたサービスであり、また地域生活支援事業のほとんどが市の必須事業と定められている。障がい者数は年々増加しており、住み慣れた地域でいきいきと生活するために、引き続き必要な支援を提供していかなければならない。					
その他、特記事項		事業の内容や事業規模に関する意見、補足説明、事業改善の方向性等、特記すべき事項を記載する。				
部 長		課 長		班 長		担当者
						内線 2145 E-mail @bungo-ohno.jp